

令和5年第3回町議会臨時会会議の経過 (11月24日)

- 議 長 皆さんおはようございます。
- ただいまから、令和5年第3回山北町議会臨時会を開会いたします。
- (午前9時30分)
- なお、富田陽子議員と熊澤友子議員におかれましては、本日の会議について欠席届が提出されておりますので報告いたします。
- それでは初めに、町長の挨拶を求めます。
- 町長。
- 町 長 皆さん、おはようございます。
- 本日は、令和5年第3回山北町議会臨時会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。開会に当たり、一言御挨拶を述べさせていただきます。
- 初めに、今年は平年に比べ暖かい日が続き、今年7日には神奈川県内においても11月において、観測史上最高の28.1℃という夏日を記録するなど、季節外れの暑さとなりました。しかしながら、先週は夏日から一転して気温が下がり、12月並みの寒さとなりました。今後も、急な冷え込みや空気の乾燥が予想されますので、体調を崩さないよう、議員の皆さんにおかれましても、体調管理には十分御留意していただきたいと考えております。
- さて、町内におきましては、今年18日に西丹沢もみじ祭りが5年ぶりに、昨日23日は産業まつりが4年ぶりに開催されました。西丹沢もみじ祭りは会場を鹿島山北高等学校グラウンドに移し、約700名の方がしし鍋を楽しまれ、産業まつりでは新潟県村上市など災害時相互応援協定を締結した6自治体の特産品の販売をはじめ、キャラクターショーやD52の運行を見に、町内外から多くの方々が訪れました。石田議長をはじめ、議員の皆様におかれましても御多用のところ、御参加いただき誠にありがとうございました。
- そして、明後日26日には、本年の最後を飾るイベントとして、丹沢湖マラソン大会が開催されます。今年より小学5年生から大人までを対象とした3.3キロコースを新設したことでより幅広い世代の方々に御参加いただき、例年より賑やかな大会になることを期待しております。議員の皆様におかれ

ましても、ぜひとも御参加、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、我が国の経済状況でございますが、今年15日に内閣府より発表された7月から9月のGDP速報値によりますと、食料品などを中心に物価上昇が続き、個人消費が低迷したことが大きな要因となり、三、四半期ぶりとなるマイナス成長となりました。このような経済状況の中、今年2日に行われた記者会見の中で、岸田首相は、デフレ完全脱却のための総合経済対策として、全体的な賃上げと所得税・住民税の定額減税を行い、本格的な所得向上を行うことを表明しました。

しかしながら、コロナ禍が明けた以降も、今なお続くロシアによるウクライナ侵攻や中東情勢の悪化により、原油価格の上昇や円安による物価上昇は続いており、景気回復への道のりはまだ遠いように感じております。

町といたしましても、町民の皆様の日常生活に影響する重要な部分であると考えておりますので、引き続き政権の動向に注視してまいりたいと考えております。

さて、令和5年第3回山北町議会臨時会で御審議いただきます案件は、条例案件2件、令和5年度一般会計及び特別会計の補正予算案件5件の合計7件を提出させていただきましたので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

なお、全員協議会におきましては、山北町国民健康保険税の改定についてを御説明させていただく予定でございますので、よろしくお願い申し上げます。御挨拶といたします。

議 長 臨時会の議会運営について、本日午前9時から議会運営委員会を開催し、審査を行っておりますので、委員長から審査報告を求めます。

議席番号1番、和田成功議会運営委員長。

1 番 和 田 皆さん、改めておはようございます。

それでは、議会運営委員会の審査報告を申し上げます。本日午前9時から役場401会議室において、委員4名、議長の出席の下、令和5年第3回山北町議会臨時会の運営について審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

提出議案は、お手元に配付されておりますように、条例改正2件、補正予

算 5 件の合計 7 案件であります。

審議方法は、本会議即決とし、会期は本日 1 日限りといたしました。

なお、本会議終了後に全員協議会を開催いたします。

以上で議会運営委員会の審査報告を終わります。

議 長 議会運営に対する委員長の審査報告が終わりましたので、臨時会の会期は委員長報告どおり、本日 1 日限りとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

会議録署名議員に、議席番号 4 番、高橋純子議員、議席番号 10 番、遠藤和秀議員の 2 名を指名いたします。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第 1、議案第 50 号 山北町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第 50 号 山北町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 5 年 11 月 24 日 提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、令和 5 年の人事院勧告に基づき、任期付職員の給与を改定するため提案するものです。

詳細については担当課のほうから説明いたします。

議 長 企画総務課長。

企画総務課長 それでは、議案第 50 号 山北町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

初めに、議案第 50 号の説明の前に、令和 5 年度の任期付職員に係る人事院勧告の概要を御説明させていただきます。

お手元に配付してあります資料 1、一般職の職員の給与に関する法律等の

一部を改正する法律の概要を御覧ください。任期付職員の条例改正はこれに準じて行うものでございます。

今回の給与改定の概要ですが、②の月例給については、全号給について4,000円以上の改定を行い、令和5年4月から遡及適用するものでございます。

次に、④のボーナスについては、現行では年間3.30月分支給のところを、民間の支給状況等を踏まえ、期末手当0.1月引き上げて、年間3.40月分とするものでございます。

資料下段の特定任期付職員の表を御覧ください。令和5年度の現行の支給月数は12月が1.65月となっておりますが、1.75月に引き上げるものでございます。なお、令和6年度につきましては、改定分の0.10月分を6月と12月に振り分けるものでございます。

それでは条例の説明をさせていただきます。1枚お開きください。

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例。

第1条、山北町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条、山北町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表で御説明いたしますので、1枚おめくりください。

山北町一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表（第1条関係）でございます。第7条第1項は、給料月額について規定されております。第8条第2項は期末手当の支給率等について規定されており、改正後の読替規定については、100分の125として支給率についても、人事院勧告分0.1月分引き上げて100分の175に改めるものでございます。

1枚おめくりください。

山北町一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表（第2条関係）でございます。第8条第2項は、令和6年度以降の支給月数を規定しております。6月及び12月の期末手当が均等となるよう、それぞれ100分の170に改めるものでございます。

2枚お戻りください。附則でございます。

施行期日。

第1項、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

1枚おめくりください。

第2項第1条の規定による改正後の任期付職員条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。

給与の内払。

第3項改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第50号について質疑に入ります。それでは、質疑のある方はどうぞ。質疑ないようですねけれども大丈夫でしょうか。

それでは質疑がないので、議案第50号について討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、採決いたします。

議案第50号について、原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第50号は原案どおり可決されました。

日程第2、議案第51号 山北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第51号 山北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年11月24日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、令和5年の人事院勧告に基づき、職員の給与を

改定するため提案するものです。

詳細については担当課のほうから説明いたします。

議 長
企 画 総 務 課 長

企画総務課長。

それでは、議案第51号 山北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

初めに、議案第51号の説明の前に、令和5年度の人事院勧告の概要を御説明させていただきます。お手元に配付してあります資料1、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の概要をいま一度御覧ください。

一般職についても、条例改正はこれに準じて行うものでございます。今回の給与改定の概要ですが、①の月例給については、初任給について、高校卒1万2,000円、大学卒1万1,000円を引き上げ、初任給をはじめ、若年層に重点を置き、平均改定率は1級5.2%、2級2.8%、3級1.0%、4級0.4%、5級以上は0.3%、平均改定率1.1%の改定を行い、令和5年4月から遡及適用するものでございます。

次に③のボーナスについては、現行では年間4.40月分支給のところを民間の支給状況等を踏まえ、期末手当0.05月、勤勉手当を0.05月引き上げて、合わせて年間4.50月分とするものでございます。

資料中段の一般の職員の表を御覧ください。

令和5年度の現行では、6月及び12月ともに2.20月で年間4.40月となっております。そして今回の改定では、令和5年度分の支給は6月には変更がございませんが、12月の期末手当の1.20月を0.05月引き上げて1.25月として、勤勉手当の1.0月を0.05月引き上げて1.05月として、合わせて年間4.50月とするものでございます。なお、令和6年度につきましては、改定分の0.10月分を6月と12月に振り分けるものでございます。

資料2については、給与費明細書でございますので、後ほどお目通し願います。

それでは、条例の説明をさせていただきます。

1枚おめくりください。

山北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

第1条、山北町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

4枚おめくりください。

第2条、山北町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表で御説明いたしますので1枚おめくりください。

山北町職員の給与に関する条例新旧対照表、第1条でございます。第17条第2項は、期末手当の支給率について規定しております。第1号につきましては、一般の職員の期末手当の支給率を定めており、改正後については、12月支給分を0.05月分引き上げて、100分の125に改めるものでございます。第2号につきましては、再任用職員の勤勉手当の支給率を定めており、改正後については、12月支給分を0.05月分引き上げて100分の70に改めるものでございます。第18条第2項は勤勉手当の支給率について規定しております。

1枚おめくりください。

第1号につきましては、一般の職員の勤勉手当の支給率を定めており、改正後については12月支給分を0.05月分引き上げて100分の105に改めるものでございます。第2号につきましては、再任用職員の勤勉手当の支給率を定めており、改正後については、12月支給分を0.05月分引き上げて100分の50に改めるものでございます。別表第1の給料表につきましては人事院勧告に基づき、平均改定率1.1%を引き上げるものでございます。

4枚おめくりください。

山北町職員の給与に関する条例新旧対照表（第2条）でございます。第17条第2項につきましては、令和6年度以降の支給月数を規定しております。6月及び12月の期末手当が均等となるようそれぞれ100分の122.5に改めるものでございます。第2号につきましては、再任用職員の期末手当の支給率を定めており、6月及び12月の期末手当が均等になるよう、それぞれ100分の68.75に改めるものでございます。第18条第2項第1号につきましては、6月及び12月の勤勉手当均等となるよう、それぞれ100分の102.5に改めるものでございます。第2号につきましては、再任用職員の勤勉手当の支給率を定めており、改正後については、6月及び12月の勤勉手当が均等になるよう、それぞれ100分の48.75に改めるものでございます。

6枚お戻りください。

附則でございます。

施行期日。

第1項、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

第2項、第1条の規定による改正後の山北町職員の給与に関する条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。

給与の内払。

第3項、改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の山北町職員の給与に関する条例に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第51号について質疑に入ります。それでは質疑のある方はどうぞ。質疑ございませんか。

それでは質疑がないので、議案第51号について討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、採決いたします。
議案第51号について、原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 手をお下げください。

挙手全員。よって、議案第51号は原案どおり可決されました。

日程第3、議案第52号 令和5年度山北町一般会計補正予算(第7号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第52号 令和5年度山北町一般会計補正予算(第7号)。

令和5年度山北町の一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

歳出予算の補正。

第1条、歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表、歳出予算補正」による。

令和5年11月24日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算は、人事院勧告等に伴う人件費の補正をするものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長
財 務 課 長

財務課長。

それでは、議案第52号 令和5年度山北町一般会計補正予算（第7号）について、御説明申し上げます。

今回の補正予算は、人事院勧告及び令和5年中の人事異動等に伴う支出科目の組替えなどの経費を補正するものでございます。

それでは、2ページ、3ページをお開きください。

第1表、歳出予算補正でございます。今回の補正予算は歳出のみの補正予算となります。

歳出につきましては、1款議会費から13款予備費までを補正をするものでございます。

次に、事項別明細書で御説明申し上げます。6ページ、7ページをお開きください。

歳出でございます。

1款議会費、1項議会費、1目議会費は、職員2名分の人件費で18万3,000円の増額補正でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、特別職ほか職員38名分で、特別職については共済組合負担金12万9,000円の減額。職員については38名分の給料、職員手当等、共済費をそれぞれ補正をするものでございます。一般経費については、退職手当組合負担金を1,276万円増額をするものでございます。

2項徴税費、1目税務総務費は、職員8名分で、給料、職員手当等、共済費合わせまして、38万7,000円の増額補正でございます。

8ページ、9ページをお願いします。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費は、職員3名分で、給料、職員手当等、共済費合わせまして26万6,000円の増額補正でございます。

次に、4項選挙費、1目選挙管理委員会費は、職員1名分で、給料、職員

手当等、共済費、合わせまして44万1,000円の増額補正でございます。

次に、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は職員5名分で、給料、職員手当等、共済費、合わせまして46万4,000円の減額補正でございます。

10ページ、11ページをお開きください。

2目国民年金事務費は、職員1名分で、給料、職員手当等、共済費合わせまして1万9,000円の増額補正でございます。4目老人福祉費は職員1名分で、職員手当等、共済費合わせて241万2,000円の減額補正でございます。

次に、6目国民健康保険事業特別会計繰出金は、職員4人分の人件費を国保会計へ繰り出すものでございます。

次に、7目介護保険事業特別会計繰出金は、職員3人分の人件費を介護保険会計へ繰り出すものでございます。

次に2項児童福祉費、3目保育園費につきましては、職員8名分で、給料、職員手当等、共済費合わせて217万3,000円の減額補正でございます。5目認定こども園については、職員13名分で、給料、職員手当等、共済費合わせて615万4,000円の減額補正でございます。

12、13ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費は、職員7名分で、給料、職員手当等、共済費合わせて493万5,000円の減額補正でございます。

次に、2項清掃費、1目清掃総務費につきましては、職員9名分で、給料、職員手当等、共済費合わせて490万5,000円の増額補正でございます。

5款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費については、職員6名分で、給料、職員手当等、共済費合わせまして439万3,000円の減額補正でございます。

14、15ページをお開きください。

2項林業費、1目林業総務費については、職員3名分で、給料、職員手当等、共済費合わせて31万5,000円の増額補正でございます。

次に、6款商工費、1項商工費、1目商工総務費については、職員8名分で、給料、職員手当等、共済費合わせて355万7,000円の増額補正でございます。

次に、7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費については、職員7名分で、給料、職員手当等、共済費合わせて68万2,000円の増額補正でございます。

16、17ページをお願いいたします。

5項都市計画費、1目都市計画総務費につきましては、職員3名分で、給料、職員手当等、共済費合わせまして193万3,000円の減額補正でございます。

次に、9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費については、特別職ほか、職員13名分で、特別職については、共済組合負担金1万7,000円の減額。職員については、給料、職員手当等、共済費合わせまして189万円の増額補正でございます。

3項山北中学校費、1目学校管理費につきましては、職員1名分で職員手当等、共済費合わせまして8万1,000円の増額補正でございます。

18、19ページをお願いいたします。

4項幼稚園費、1目幼稚園費につきましては、職員3名分で給料、職員手当等、共済費、合わせまして116万8,000円の増額補正でございます。

5項社会教育費、4目生涯学習センター費につきましては、職員3名分の給料、職員手当等、共済費合わせまして321万3,000円の減額補正でございます。

13款予備費については、812万6,000円を減額補正をするものでございます。

20、21ページをお開きください。

給与費明細書でございます。2の一般職の会計年度任用職員以外の職員数ですが、補正後では135人で、一般会計分では1名の減となります。全体の職員数は147名で、当初予算に対して1名の減となります。内訳については、一般会計が137名、国保会計が4名、下水道事業特別会計が2名、介護保険事業特別会計が3名、水道事業会計が3名となっております。その他については後ほどお目通しをいただければと思います。

説明は以上でございます。

議

長

説明が終わりましたので、議案第52号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。質疑ございませんか。

それでは、質疑がないので、議案第52号について討論を省略し、直ちに採

決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、採決いたします。
議案第52号について、原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 手をお下げください。
挙手全員。よって、議案第52号は原案どおり可決されました。
日程第4、議案第53号 令和5年度山北町国民健康保険事業特別会計補正
予算(第2号)を議題といたします。
提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第53号 令和5年度山北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2
号)。

令和5年度山北町の国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次
に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ72万6,000円を追加し、
歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ14億3,090万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補
正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

令和5年11月24日提出。山北町長 湯川裕司。

今回の補正予算でございますが、人事院勧告に伴う人件費の補正をするも
のです。

詳細については担当課のほうから説明いたします。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 それでは、議案第53号 令和5年度山北町国民健康保険事業特別会計補
正予算(第2号)について御説明申し上げます。

2ページ、3ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、4款の繰入金について、72万6,000円の増額を行う

ものでございます。歳出につきましては、1 款の総務費について、歳入と同額の72万6,000円の増額を行うものでございます。

詳細につきましては事項別明細書で御説明させていただきます。

4 ページ、5 ページをお開きください。

歳入でございますが、4 款 1 項 1 目の一般会計繰入金につきまして、職員給与と費等繰入金について72万6,000円を増額するものでございます。歳出でございますが、1 款 1 項 1 目の一般管理費につきまして、職員の人件費の改定により、給料、職員手当等、共済費を合わせて、同額の72万6,000円を増額するものでございます。

6 ページ、7 ページの給与費明細書でございますが、後ほど目通しをお願いいたしたいと思っております。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第53号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。質疑ございませんか。

それでは質疑がないので、議案第53号について討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、採決いたします。
議案第53号について、原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 手をお下げください。
挙手全員。よって、議案第53号は原案どおり可決されました。
日程第 5、議案第54号 令和 5 年度山北町下水道事業特別会計補正予算(第 2 号) を議案といたします。
提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第54号 令和 5 年度山北町下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)。
令和 5 年度山北町の下水道事業特別会計補正予算(第 2 号) は次に定めるところによる。
歳出予算の補正。

第1条、歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表、歳出予算補正」による。

令和5年11月24日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算は人事院勧告に伴う人件費の補正をするものです。

詳細については担当課のほうから説明いたします。

議 長

上下水道課長。

上下水道課長

それでは、議案第54号 令和5年度山北町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について御説明いたします。

9ページ、10ページをお開きください。

第1表、歳出予算補正です。

2款1項の下水道整備費を23万円増額し、4款1項の予備費を23万円減額するものでございます。

11、12ページをお開きください。

歳出補正予算事項別明細書の歳出になります。

2款1項1目の排水施設費につきましては人事院勧告に伴い23万円を増額するものです。内訳としては、2節給与費が2名で74万円の増額、職員手当等が13万1,000円の増額、4節の共済費が25万円を増額するものです。

4款予備費については、23万円を減額するものです。

13ページ、14ページをお開きください。

給与費明細書となっております。後ほどお目通しをお願いいたします。

説明は以上になります。

議 長

上下水道課長、今、金額が違っていたと思う。25万円。単位が違ってたと思うんで、ちょっともう一度言い直していただけますか。

共済費のところです。

上下水道課長

共済費が2万5,000円を増額するです。すみません、訂正します。

議 長

説明が終わりましたので、議案第54号について、質疑に入ります。それでは、質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。それでは質疑がないので、議案第54号について討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、採決いたします。
議案第54号について、原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 手をお下げください。
挙手全員。よって、議案第54号は原案どおり可決されました。
日程第6、議案第55号 令和5年度山北町介護保険事業特別会計補正予算
(第2号)を議題といたします。
提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第50号 令和5年度山北町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)。
令和5年度山北町の介護保険事業特別会計補正予算(第2号)は次に定め
るところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ358万6,000円を減額し、
歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ13億1,157万8,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補
正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

令和5年11月24日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算は、人事院勧告等に伴う人件費
の補正をするものです。

詳細については担当課のほうから説明いたします。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 それでは、議案第55号 令和5年度山北町介護保険事業特別会計補正予
算(第2号)について御説明申し上げます。

16ページ、17ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、8款の繰入金について、358万6,000円を減額するもの
でございます。歳出につきましては1款の総務費について、歳入と同額の
358万6,000円の減額を行うものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で説明させていただきます。

18ページ、19ページをお開きください。

歳入でございますが、8款1項1目の一般会計繰入金は、職員給与費等繰入金について、358万6,000円を減額するものでございます。歳出でございますが、1款1項1目の一般管理費について、職員の人件費の改定により給料、職員手当等、共済費を合わせて、同額の358万6,000円を減額するものでございます。

20ページから22ページの給与費明細書でございますが、後ほどお目通しをお願いいたします。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第55号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

はい、大野徹也議員。

6 番 大 野 6 番、大野です。

ただいまの御説明のほうの給与明細書のほうの給料、異動1名という部分がございます、この部分がいわゆる減額というふうな部分に関わってくるのかなと思われませんが、それでよろしいでしょうか。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 すみません。よく聞き取れなかったのもう一度いいですか、すみません。

議 長 もう一度、大野議員、お願いいたします。

6 番 大 野 失礼しました。給料明細のほうの21ページ、異動1名いらっしゃって、その分が減額というふうな主な要因になっているということだと思いますが、それでよろしいですか。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 大変失礼しました。そのとおりでございます。

議 長 大野徹也議員。

6 番 大 野 はい。そうしますと、級別職員数を拝見しますと、補正前5級2名が補正後5級1名ということで、ここで1級が1名増員というふうな内容で補正がされているということでございますが、この辺につきまして、いわゆる、

その行政サービスの、5級職員の方が1名減額になるというふうな部分が、来年、令和6年から介護保険料改定等、いろいろあろうかと思います。その辺につきましての影響というのはどうでしょうか。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 はい。5月でした。5月の人事異動で5級の職員が1名、健康福祉センターに異動となりました。保健師です。そして、1級の職員が4月からですけれども加わっているというところでございます。

保健師がもともと介護保険のところにいたわけですが、保健師、センターの保健師が不足しているというところから、やむを得ずセンターのほうに配置を変えたというところなんです。介護保険の事業につきましては、5級の職員の福祉課を中心に、あと私も携わりながらしっかりと行ってまいりますので、今後、計画の改定とかございますが、影響は特にごさいません。

議 長 ほかに質疑のある方。

質疑ございませんか。

それでは、質疑が終わりましたので、議案第55号について討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、採決いたします。

議案第55号について、原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 手をお下げください。

挙手全員。よって、議案第55号は原案どおり可決されました。

日程第7、議案第56号 令和5年度山北町水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第56号 令和5年度山北町水道事業会計補正予算(第1号)。

総則。

第1条、令和5年度山北町水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

収益的支出。

第2条、令和5年度山北町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出。

第1款、科目、水道事業費用。既決予算予定額2億84万7,000円、補正予定額0円、計2億84万7,000円。

第1項、水道営業費用1億8,818万2,000円、79万3,000円、計1億8,897万5,000円、第3項水道予備費174万3,000円、補正予定額マイナス79万3,000円、計95万円。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第3条、予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

科目、職員給与費。既決予定額2,401万7,000円。補正予定額79万3,000円、計2,481万円。

令和5年11月24日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算は、人事院勧告等に伴う人件費の補正をするものです。

詳細については担当課のほうから説明いたします。

議 長

上下水道課長。

上下水道課長

それでは、議案第56号 令和5年度山北町水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

2ページ、3ページをお開きください。

令和5年度補正予算実施計画書、収益的収入支出の支出でございます。

1款1項3目の総係費を79万3,000円増額し、3款1目の予備費を79万3,000円に減額するものです。

明細につきましては、下段の明細書で御説明いたします。

1款1項3目の総係費につきましては、人事院勧告に伴い、79万3,000円を増額するものでございます。内訳としましては、20節の給料が職員3名で13万3,000円の増額。30節手当等を53万6,000円の増額、50節法定福利費を12万4,000円増額するものです。3款1目の予備費は79万3,000円減額するものでございます。

4ページをお開きください。

給与費明細書でございます。後ほどお目通しをお願いいたします。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第56号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。質疑ございませんか。

それでは質疑がないので、議案第56号について討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、採決いたします。

議案第56号について、原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 手をお下げください。

挙手全員。よって、議案第56号は原案どおり可決されました。

以上をもちまして、令和5年第3回山北町議会臨時会の議事日程を終了いたしましたので、閉会いたします。

なお、全員協議会は10時35分、10時35分から401会議室で開催しますので、よろしくをお願いいたします。

(午前10時21分)